

親族内承継？
社内承継？
第三者承継？

もし廃業すると
どうなるのかなあ？

自社株式の承継は？
事業用資産の承継は？
必要な資金は？
税金は？

後継者問題を先送りに していませんか？

事業承継は全ての企業で必ず起こります。「まだ元気だ。当分やれる！」「後継者がいない。どうしたらいいかわからない」などの理由で、後継者問題を先送りにしていませんか？

長崎県事業引継ぎ支援センターは、次世代への事業引継ぎに関する様々な課題解決を支援する公的相談窓口です。中でも、後継者候補がいらっしゃらない場合には、引き継ぐ意欲のある第三者に事業を譲り、存続させるお手伝いに注力しています。

お気軽にご相談ください。

後継者がいる場合もない場合も、
中小企業の事業承継を支援する公的機関

CORE COMMUNICATE IN NAGASAKI
 **長崎商工会議所**
長崎県事業引継ぎ支援センター
TEL095-895-7080 にご相談ください。

個別の事情に応じて、税務、法務等の外部専門家の
助言も得られるようアレンジします。

〒850-0032 長崎市興善町4番5号 カクヨウビル 3F

ホームページ <http://www.nagasaki-cci.or.jp/nagasaki/>

相談
無料

秘密
厳守

相談開設日

● 毎週月～金曜(8時45分～17時30分)
(年末年始、祝日除く)

ご相談のお申込みは **裏面申込書** をFAXにてお送りください。

(ホームページからもお申込みできます) この印刷物は印刷用の紙へリサイクルできます。

一般的な事業承継の流れ

Step 1 現状の把握

最初に自社をとりまく状況を正確に把握することが必要です。

- 経営者自身の状況(資産・負債・家族構成・健康状態)
- 会社の経営資源・負債(ヒト・モノ・カネ・技術・商品、簿外債務・経営課題の洗い出し)
- 関係者(後継者候補)の状況
- 相続に予想されるリスクの洗い出し



Step 2 後継者の選定・承継方法の決定

後継者

YES

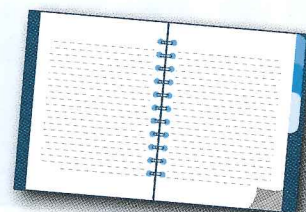
■ 親族または役員・従業員が引継ぐ場合

1 事業承継計画書の作成

事業承継対策は準備に時間がかかるため、5～10年程度の中長期的な計画を策定します。経営権の移譲、資産相続の準備と移行手順などの実施時期を決めていきます。

2 上記計画内容の実施

作成した事業承継計画書に基づき、事業承継を実施します。



NO

第三者への承継 (M&A)

経営力、資金力がある企業のもとでの存続、社員の雇用継続、成長・体質強化に向けた投資、個人保証の解除などが可能になります。

後継者がいる場合もいない場合もご相談ください。

長崎県事業引継ぎ支援センターは中小企業の事業承継(後継者への引継ぎ)について**無料**、**秘密厳守**で支援する**公的**な**支援機関**です。

- 後継者はいるけど、経営能力に問題がある。
- 息子や娘はいるが、後は継がせられない。
- 会社役員に有望な人材はいるが、個人保証が障害になりそう。
- 後継者は決めているけど、どのように引継ぎを進めていけばいいのかわからない。
- 後継者がいない。
- 将来会社をどうするか迷っている。

後継者問題についての中小企業の悩みは、各社各様です。

貴社の状況をよくお聞きしたうえで、可能な選択肢を提示し、実行する場合の手順などについてわかりやすく説明します。

次の表は後継者区分別の事業承継の特徴です。

承継者区分	メリッ ト	課 題
親 族	①従業員や取引先などから心情的な理解を得られやすい ②承継のタイミング・期間が柔軟に決められる	①当人に承継の意思がない、または資質がないこともある ②相続人が複数いる場合、後継者の決定・経営権の集中が困難 ③育成のために時間がかかる
役員・従業員	①事業内容や業界事情に熟知しており、社内や取引先の理解を得やすい ②承継のタイミング・スケジュール等が柔軟に決められる	①経営者としての資質・能力が課題になる ②会社の株式または事業を買い取る資金力が乏しいケースが多い ③現在の社長の個人保証の肩代わりができず、個人保証が抜けない可能性がある
第 三 者 (M&A)	①広範囲から承継先として相応しい会社を選ぶことが可能 ②M&Aの想定シナリオは柔軟性が高い、売り手の要求には制約がない ③承継先とのシナジー効果、新規投資等でさらなる成長・発展が期待できる ④後継者育成の時間がかからない ⑤借入金などの債務は買い手企業に引き継がれ、債権者に迷惑がかからない(但し譲渡条件による)	①短期間で希望する譲渡先が見つかるとは限らない、早めに準備することが重要 ②成約・決済後、M&A仲介機関への手数料支払いの負担が生じる

相談のお申込み

当センターホームページから、または裏面の「事業引継ぎ相談申込書」に必要事項をご記入の上、メール・FAX・郵送にてお申込みください。

予約の確認

お申込み受付後、日時設定のためご連絡します。

センターへのご来訪

必要書類等*をご用意いただき、当センターへお越しいただきます。

*ご持参いただく資料

- ①決算書直近3期分(決算内訳書・税務申告書含む)、複数の企業が関係する場合、それぞれの会社の分をお持ちください。
- ②商業登記簿謄本
- ③事業の内容が分かる会社案内、製品カタログなど、詳しくは裏面の相談申込書をご参照ください。

ご連絡・お問い合わせ



CORE COMMUNICATE IN NAGASAKI

長崎商工会議所

長崎県事業引継ぎ支援センター

〒850-0032 長崎市興善町4番5号 カクヨウビル 3F

TEL 095-895-7080 FAX 095-895-7081

ホームページ : <http://www.nagasaki-cci.or.jp/nagasaki/> Eメール : nhikitsugi@clock.ocn.ne.jp

事業引継ぎ相談申込書

長崎商工会議所 長崎県事業引継ぎ支援センター

FAX:095-895-7081

※下の太枠内にご記入の上、FAX又はご郵送下さい。受付後、折り返し「希望連絡先TEL」宛てに担当者よりお電話致します。

フリガナ		フリガナ		年 齢
事業所名		代表者名 (役職)	()	歳
所在地	〒 -	フリガナ		年 齢
		相談者名 (役職)	()	歳
TEL(会社)		希望連絡先	※携帯電話可	
FAX(会社)		創業・設立	創業	年 月 日 設立 年 月 日
業 種		取扱商品		
従業員数	人(うちパート 人)	資本金	千円	
直近の業績	年 月 期	売上高	営業利益	経常利益
		千円	千円	千円
相談内容	※該当する項目にチェックをいれてください ☐ 事業の譲渡 ☐ 事業の譲受 ☐ 事業承継 ☐ その他()			
相談の具体的な内容				

※ご相談時にお持ちいただく書類（譲渡希望及び事業承継の場合は3期分・譲受希望及びその他の場合は1期分必要です）

☐ 決算書(個人は確定申告書)	☐ 決算内訳書	☐ 税務申告書
☐ 法人の登記簿謄本	☐ 会社案内・カタログなど	

※当センターはどこでお知りになりましたか？

☐ 商工会議所・商工会	☐ 金融機関	☐ 当センターホームページ
☐ 専門家(税理士・コンサルタント)	☐ セミナー・講演会	☐ その他()

紹介者(機関)	
---------	--

・ご記入頂いた情報は、当支援センターの業務に利用いたします。なお、当センターの外部専門家(弁護士・公認会計士等)及び関係機関(九州経済産業局・中小企業庁・中小企業基盤整備機構 中小企業事業引継ぎ支援全国本部)に開示することがあります。

・当センターでは、融資及び融資のあっせんは行っておりません。・当センターでは、後継者不在の事業者の紹介・リストの開示は行っておりません。